

平成29年度第2回
東京都私立学校審議会（第764回）

平成29年5月17日（水）

都庁第一本庁舎42階 北側特別会議室A

午後 3 時00分開会

○近藤会長 それでは、ただいまから、平成29年度第2回「東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに本日の出席委員について、事務局から報告をお願いします。

○私学行政課長 本日の出席委員は、委員20名のうち13名でございます。開会定足数は11名でございますので、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第6条により、本会は有効に成立しております。

次に、会議の公開については、当審議会運営細則第7条により、審議会は原則として公開としておりますが、本日の議案は、認可に関する議案のみのため、審議は非公開となります。

これより、本日の議案の審議に入らせていただきますので、傍聴者のご退席をお願いいたします。

(傍聴者退席)

○近藤会長 本日の議案の審議に入らせていただきます。まず、今回の新たな諮問について、事務局から説明願います。

○私学部長 本日、諮問させていただきます案件は、お手元に配付してあります10件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第8条第1項及び第31条第2項の規定により、下記事案について貴審議会の意見を求める。

平成29年5月17日付、東京都知事名

記、1、大竹高等専修学校の目的変更認可について、八王子市、外9件
以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれ説明させていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、既に諮問されている案件2件と、ただいま説明のありました新たに諮問される案件10件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日議題となっております議案のうち、次回に継続いたしますものを除く

議案第1号から議案9号までにつきましては、各部会におきまして了承されておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、初めに、既に諮問されている案件について審議いたします。

議案第1号及び議案第2号は、学校法人河合学園の寄附行為認可並びに親愛幼稚園の設置者変更及び収容定員に係る園則変更認可についてでございます。

本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第二部会の町山委員から調査結果につきまして説明願います。

○町山委員 それでは、議案第1号及び第2号につきましてご説明いたします。

本案件は、足立区所在の親愛幼稚園の設置者を河合平内氏から学校法人河合学園に変更するものです。

去る4月27日、友松委員、私学部及び足立区の担当職員と私とで、部会調査を実施いたしました。

親愛幼稚園は、昭和30年以来、60年以上の間、次代を担う幼児教育の重要性を深く認識し、地域に根差した幼稚園として住民に受け入れられてきました。

教育については、教諭との関わりの中で心を育成することを重視していることがうかがえました。また、園舎、運動場等の施設設備についても、設置基準を充足しておりました。

調査結果については以上のとおりですが、その際、3点ほどの要望をいたしました。

1つ目は、学校法人として学校教育法、私立学校法及び私立学校振興助成法等の教育関係法令を遵守し、また、法人の定める寄附行為に基づき、適正かつ安定的な法人運営に努めていただきたいこと。

2つ目は、公教育の一翼を担う私立学校として、幼稚園教育要領を踏まえ、園の教育の特色を大切にされた教育内容のさらなる向上に尽力いただきたいこと。

3つ目は、幼稚園の施設設備については、幼稚園設置基準における諸条件を維持し、積極的に保育環境の充実を図っていただきたいことを要望いたしました。

申請内容については、認可基準を満たしていることから、認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題ないと思います。なお、詳細については事務局から説明いたします。

○私学行政課長 それでは、議案第1号及び議案第2号についてご説明申し上げます。

これは、足立区所在の親愛幼稚園の設置者を学校法人河合学園に変更するものでございます。

それでは、要項に基づきまして、初めに学校法人河合学園の寄附行為認可についてご説明いたします。

議案第1号、学校法人河合学園設立要項をごらんください。

名称は、学校法人河合学園で、事務所の所在地及び目的はそれぞれ要項2及び3に記載のとおりでございます。

設置する幼稚園名は、親愛幼稚園でございます。

役員につきましては、その配偶者、または3親等以内の親族は一人を超えて含まれておりません。

監事につきましては、当法人の理事、評議員または職員と兼ねている者は一人も含まれておりません。

資産等につきましては、要項7から9に記載のとおりで、学校法人化の要件を満たしております。

続きまして、議案第2号、親愛幼稚園設置者変更及び収容定員に係る園則変更要項をごらんください。

学校の目的、名称、位置は、それぞれ要項1から3に記載のとおりでございます。

変更の時期は、平成29年6月1日を予定しております。

変更の理由は、教育条件の維持向上を図り、さらにその公共性を一層高めるため、学校法人河合学園を設立するとともに収容定員を変更するものでございます。

新設置者は、学校法人河合学園、設立代表者は河合平内氏、園長も同じく河合平内氏でございます。

収容定員及び学級編制等でございますが、変更の内容は現在の6学級200名を5学級105名にするものでございます。

経費の見積もり及び維持の方法は、要項9に記載のとおりでございます。

また、要項10にありますとおり、園地、園舎、運動場、教職員組織等につきましては、いずれも設置基準を充足しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○近藤会長 それでは、議案第1号及び議案第2号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回新たに諮問されている案件について、審議することといたします。

初めに、専修各種学校関係の案件でございます。

議案第3号は、専修学校の目的変更認可でございます。

それでは、事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第3号、大竹高等専修学校の目的変更認可についてご説明いたします。

大竹高等専修学校は、昭和51年12月17日に設置認可を受けた学校ですが、このたび、学校の目的変更認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきまして、ご説明いたします。

学校の目的は、要項1に記載のとおり「本校は、学校教育法に基づき、新しい時代に適応性のある人間の育成を目指し、家政の技術及びこれに関連する諸々の知識を授けることと、調理に必要な知識及び技術を養成することを目的とする」から「本校は、学校教育法に基づき、新しい時代に適応性のある人間の育成を目指し、家政の技術及びこれに関連する諸々の知識を授けることと、調理及び美容に必要な知識及び技術を養成することを目的とする」に変更します。

学校の名称は、要項2に記載のとおりです。

課程・分野の名称は、要項3に記載のとおり、美容高等課程を設置いたします。

位置は、要項4に記載のとおりです。

目的変更の時期は、平成30年4月1日を予定しております。

変更の理由は、美容師科の新設により、美容高等課程が追加となるためです。

設置者は、学校法人大竹学園で、理事長は、大竹通夫氏、校長は、同じく大竹通夫氏です。

経費の見積り及び維持の方法は、要項9に記載のとおりです。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は、要項10に記載のとおり、家政高等課程において、服飾科の総定員を60名から0名に変更いたします。調理高等課程において「調理科」の学科名を「調理師科」に変更いたします。新たに美容高等課程を設置し、修業年限3年、総定員120名の美容師科を設置いたします。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項11から13に記載のとおりです。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第3号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○近藤会長 それでは、議案第3号につきましては、認可を適当と認める旨、答申いたします。

続いて、第4号は各種学校の収容定員に係る学則変更認可でございます。事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第4号、東洋言語学院の収容定員に係る学則変更認可についてご説明いたします。

東洋言語学院は、各種学校として、平成24年12月20日に設置認可を受けた学校ですが、このたび、収容定員の増員に係る学則変更認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきまして、ご説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項1及び2に記載のとおりです。

変更の時期は、平成29年10月1日を予定しております。

変更の理由は、入学志願者数の増加に対応するため、収容定員を変更するものでございます。

設置者は、学校法人滋慶学園で、理事長は浮舟邦彦氏、校長は徳山隆氏です。

経費の見積り及び維持の方法は、要項7に記載のとおりです。

学科別修業年限及び生徒定員は、要項8に記載のとおりで、1部の進学課程2年コースの入学定員を30名から40名へ、進学課程1年6ヶ月コースの入学定員を20名から30名へ、進学課程1年3ヶ月コースの入学定員を10名から20名へ、進学課程1年コースの入学定員を20名から40名へ増員しております。

また、2部の進学課程2年コースの入学定員を30名から40名へ、進学課程1年9ヶ月コースの入学定員を10名から20名へ、進学課程1年6ヶ月コースの入学定員を20名から30名へ、進学課程1年コースの入学定員を20名から40名へ増員しております。これにより、総定員は340名から500名となります。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項9から11に記載のとおり、設置要件及び基準を充足しております。

備考欄には、各種学校の認可年月日を記載しておりますので、参考にごらんください。

以上で、議案第4号のご説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○近藤会長 それでは、議案第4号につきましては、認可を適当と認める旨、答申いたします。

続いて、議案第5号及び議案第6号は、専修学校の課程廃止認可でございます。事務局より一括して説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第5号、東京墨田看護専門学校の高等課程廃止認可についてご説明いたします。

東京墨田看護専門学校は、昭和54年4月16日に専修学校の認可を受けた学校ですが、このたび、高等課程廃止認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきまして、ご説明いたします。

学校、課程・分野の名称及び位置は、要項1から3に記載のとおりです。

廃止の時期は、平成30年4月1日を予定しております。

廃止の理由は、看護師と准看護師の社会的需要を考え、看護師養成に注力するためです。

設置者は、学校法人三幸学園で、理事長は昼間一彦氏、校長は伊藤新一氏です。

生徒の処置については、要項8に記載のとおり、平成28年度末をもって全員卒業しております。

教職員の処置については、要項9に記載のとおり、平成28年度末をもって退職または同法人内で配置転換しております。

指導要録等については、要項10に記載のとおり、平成28年度末までの設置者である公益社団法人墨田区医師会において保管いたします。

資産の処置については、要項11に記載のとおり、設置者において処置いたします。

備考欄には、校地、校舎の面積、生徒定員などを記載しておりますので、ご参照ください。

以上で議案第5号の説明を終わります。

続きまして、議案第6号、東京表現高等学院MIICAの専門課程廃止認可についてご説明いたします。

東京表現高等学院MIICAは、昭和62年3月18日に専修学校の認可を受けた学校ですが、このたび、専門課程廃止認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきまして、ご説明いたします。

学校、課程・分野の名称及び位置は、要項1から3に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止理由は、法人事業の見直しのためです。

設置者は、学校法人日本芸術学園で、理事長は武田光弘氏、校長は福田潤氏です。

生徒の処置については、要項8に記載のとおり、平成28年度末をもって全員卒業しております。

教職員の処置については、要項9に記載のとおり、平成28年度末をもって同法人内で配置転換しております。

指導要録等については、要項10に記載のとおり、同校において保管いたします。

資産の処置については、要項11に記載のとおり、同校において使用いたします。

備考欄には、校地、校舎の面積、生徒定員などを記載しておりますので、ご参照ください。

以上で議案第6号の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○近藤会長 それでは、議案第5号及び第6号につきましては、認可を適当と認める旨、答申いたします。

続いて、議案第7号は、専修学校の廃止認可でございます。事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第7号、独立行政法人国立病院機構災害医療センター附属昭和の森看護学校の廃止認可についてご説明いたします。

独立行政法人国立病院機構災害医療センター附属昭和の森看護学校は、平成7年4月1日に専修学校の認可を受けた学校ですが、このたび、廃止認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきまして、ご説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項 1 及び 2 に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止の理由は、法人事業の見直しのためです。

設置者は、独立行政法人国立病院機構で、理事長は楠岡英雄氏、校長は高里良男氏です。

生徒の処置について、要項 7 に記載のとおり、平成28年度末をもって全員卒業しております。

教職員の処置については、要項 8 に記載のとおり、平成28年度末をもって退職または同法人内で配置転換しております。

指導要録等については、要項 9 に記載のとおり、設置者において保管します。

資産の処置については、要項10に記載のとおり、設置者において処置します。

備考欄には、校地、校舎の面積、生徒定員などを記載しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第 7 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○近藤会長 それでは、議案第 7 号につきましては、認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、小中高校関係の案件でございます。議案第 8 号は、小学校の収容定員に係る学則変更認可でございます。事務局より説明願います。

○議案担当者 議案第 8 号についてご説明いたします。

これは、学校法人日本女子大学が設置しております日本女子大学附属豊明小学校の収容定員に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置につきましては、それぞれ要項 1 から 3 に記載のとおりです。

変更の理由ですが、教育環境の向上を図るため、小学校の収容定員を減員するものです。

変更の時期は、平成30年 4 月 1 日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項 6 をごらんください。変更前の収容定員720名、1 学年 3 学級120名であるものを、変更後は36名減員し、収容定員684名、1 学年 3 学級114名にいたします。

校舎、教職員組織につきましては、要項 7 及び 8 に記載のとおり、いずれも認可基準を充

足しております。

備考欄には、設置認可年月日、本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第8号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

どうぞ。

○町山委員 1学級を40人から38人にするということだと思いますが、豊明小学校の現在の1年生～6年生の人数はおわかりでしょうか。

○議案担当者 (5月1日現在の人数を説明)

○町山委員 ありがとうございます。

○近藤会長 よろしいですか。

○町山委員 114人を超えた場合、どうするのですか。入試はなさっていると思うのですが、そういう意味でも生徒の質を上げるということですか。

○近藤会長 どうなのですかね。

○議案担当者 今、保護者の方から、少人数の学級に対する要望が非常に高まっている状況で、今の40人という学級を、経営に影響が出ない範囲で減らすとすると、38名、2名減らすということです。実際に今、保護者の方が海外に赴任されているとかで、40名から1名少ない学級があるのですけれども、担任の方も1名少ないと大分指導上の負担が変わるということで、2名減ることでも十分効果が出ると伺っています。

○町山委員 ありがとうございます。

○近藤会長 それは考え方ですね。

ほかによろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○近藤会長 それでは、議案第8号につきましては、認可を適当と認める旨、答申いたします。

続いて、議案第9号は、高等学校の学科廃止認可でございます。事務局より説明願います。

○議案担当者 議案第9号についてご説明いたします。

学校法人大森学園が設置しております、大森学園高等学校における学科廃止認可です。

学校の名称、設置者名、位置につきましては、それぞれ要項1から3に記載のとおりです。
変更の理由ですが、募集を停止していた機械科、電気科、情報技術科及び総合技術科について、将来にわたり再開の予定がないため、廃止するものです。

変更の時期は、認可のあった日です。

次に、変更内容ですが、要項6をごらんください。変更前の収容定員、普通科720名、工業科360名、機械科0名、電気科0名、情報技術科0名、総合技術科0名であるものを、変更後は機械科、電気科、情報技術科、総合技術科を廃止し、普通科720名、工業科360名といたします。

校舎につきましては、要項7に記載のとおりです。

生徒の処置方法、指導要録等の保存、教職員の処置方法は、要項8から10に記載のとおりです。

また、教職員組織につきましては、要項11に記載のとおりです。

以上で、議案第9号についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○近藤会長 それでは、議案第9号につきましては、認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回諮問のみで、継続審議とする案件でございます。

議案第10号は、専修学校の設置認可、議案第11号及び議案第12号は学校法人の寄附行為認可及び各種学校の設置認可でございます。

議案第10号から議案第12号は第一部会の所管でございますので、第一部会の委員の皆様には部会調査をお願いいたします。

以上で、本日の案件についての審議を終了いたします。

最後に、審議会日程についてでございます。

次回、6月の開催日は19日月曜日を予定しております。会場は、開催案内にて改めて事務局から通知させていただきます。

それでは、これをもちまして、本日の東京都私立学校審議会を終了させていただきます。

ご審議ありがとうございました。

午後 3 時30分閉会